

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
67	令和7年12月定例会議採 択の総務委員会所管請願 に係る進捗状況報告に関 する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				
<p><b>【趣旨】</b> 市ホームページの改善（第6号）、避難誘導體制の改善（第7号）、防災無線の音質改善（第8号）、市職員の接遇向上（第9号）、働き方改革（第10号）、デマンドタクシーの運行拡充（第16号）、バス路線の維持（第17号）の各請願が採択された。 これら市民の生活基盤に直結する事項が、市長による「善処」の要望を受け、現在どのような状況にあるかを明らかにされたい。</p> <p><b>【請願事項】</b> 1. 採択された各請願（第6、7、8、9、10、16、17号）の現在の処理経過及び実施内容を報告すること。 2. 未実施または検討中の事項については、具体的な実施計画及び時期を明らかにすること。</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
68	浜田市公文書管理条例の 制定及び公文書管理体制 の抜本的改善に関する請 願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

**【請願の趣旨】**

公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、民主主義を支える重要な基盤です。

しかしながら、現在、浜田市においては、スポーツ審議会等の附属機関において施設の必要数などの重要な計画数値が変更されているにもかかわらず、その理由や根拠となる記録が残されていない、あるいは「文書不存在」として開示されないといった事態が頻発しています。

本来あるべき記録が存在しない、あるいは決定のプロセスが不透明であることは、行政の継続性を損なうだけでなく、市民による事後的な検証を不可能にするものです。

また、文書管理のずさんさは、行政への信頼を根底から揺るがす重大な問題と言わざるを得ません。

国においては「公文書等の管理に関する法律」が施行されており、多くの自治体でも独自の公文書管理条例を制定し、意思決定プロセスの透明化を図っています。

つきましては、浜田市においても、文書作成の義務化、適切な保存、及び適切な廃棄のルールを明確に定め、市政の透明性を確保するため、下記の通り請願いたします。

**【請願事項】**

1. 意思決定の過程や事務の実施状況を合理的に跡付け、検証できるよう、速やかに「浜田市公文書管理条例」を制定すること。
2. 審議会や各種会議における決定事項の変更理由や根拠等、重要な政策決定プロセスについては、必ず文書を作成し、保存することを義務付けること。
3. 「あるべき文書がない」という事態を防ぐため、文書の発生から廃棄に至るまでの管理体制を抜本的に見直し、職員の意識改革と責任の所在を明確にすること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
69	公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

**【請願の趣旨】**

公文書の開示請求は、市民の知る権利を保障し、行政の透明性を確保するための重要な制度である。

しかしながら、現在、浜田市における開示決定等の判断において、著しい遅延が発生している事案が見受けられる。

その大きな要因の一つとして、担当部署の責任者（課長等）が判断業務や事務作業を一人で抱え込み、組織としての共同作業や部下への適切な権限委譲が行われていない実態がある。

本来、管理職は組織全体の進行管理に専念すべきであり、特定の個人が業務を停滞させることは、市民に対する行政サービスの低下を招くだけでなく、公文書公開条例の趣旨を没却するものである。

公文書開示業務の遅延は、市民の権利利益を侵害するのみならず、行政への不信感を増大させる結果となる。つきましては、特定の職員の抱え込みを解消し、部署全体で迅速かつ組織的に業務を遂行する体制を整えるよう、下記の通り請願する。

**【請願事項】**

1. 公文書開示請求に対する決定期限を厳守するため、特定の職員（管理職を含む）に業務が集中・停滞しないよう、部下との共同作業や組織的なチェック体制を構築すること。
2. 業務の進捗状況を部内・課内で共有し、属人的な判断による遅延が発生しないよう、標準的な事務処理手順の確立と徹底を図ること。
3. 開示請求が集中した場合や複雑な案件においても、組織全体で柔軟にバックアップし、迅速な開示を実現するための人員配置や業務改善を行うこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
70	公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

**【請願の趣旨】**

公文書は、行政の意思決定の過程を記録した市民の共有財産であり、その正確性と信頼性は市政運営の根幹である。

しかしながら、現在、浜田市において公文書の内容を事実と異なる形に書き換える「改ざん」が行われ、かつ、それに関与した職員が適切な処分も受けずに放置されているという、極めて憂慮すべき事態が見受けられる。

一度作成された文書を、後から都合良く書き換える行為は、市民に対する背信行為であるのみならず、虚偽公文書作成罪等の刑事罰にも抵触し得る重大な違法行為である。こうした不正が「お咎めなし」で通用する組織文化は、行政の公平性と透明性を根底から破壊し、市民の不信感を決定的なものにする。

行政に対する信頼を取り戻すためには、改ざんを絶対に禁止し、万が一不正が発覚した場合には、関与した職員及び監督責任者に対して例外なく厳正な処分を下す体制を確立することが不可欠である。つきましては、下記の通り強く請願する。

**【請願事項】**

1. いかなる理由があろうとも公文書の改ざん、隠蔽、不適切な廃棄を一切許さないことを改めて組織内で周知徹底し、厳格な文書管理体制を構築すること。
2. 公文書の改ざん等の不正行為が発覚した際には、速やかに事実関係を調査・公表し、関与した職員及び管理職に対して、市の懲戒規定に基づき厳正かつ公平な処分を断行すること。
3. 不正を隠蔽させない組織文化を作るため、職員が不正を発見した際の内部告発制度の強化や、第三者によるチェック機能を導入すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
71	市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

**【請願の趣旨】**

現在、浜田市を含む多くの自治体において、いわゆるカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という）から職員を守るための条例制定の動きがある。

しかし、市役所は本来、市民の負託を受け、市民のために奉仕する組織である。

市民が窓口で声を荒らげる背景には、職員の不誠実な対応、知識不足による虚偽の説明、発言を遮る行為、あるいは威圧的・無関心な態度など、職員側に起因する事案が少なくない。

こうした職員の不適切な対応が市民の不満を招き、結果として紛争に発展している側面を無視してはならない。

職員側が原因を作っておきながら、市民の正当な抗議までを「カスハラ」として一律に排除・規制するような条例は、市民の権利を侵害し、行政への信頼を失墜させる恐れがある。

よって、一方的な規制条例に走るのではなく、まずは職員の接遇向上と、トラブル発生時の客観的な事実確認を徹底する仕組み作りを求めるため、以下の通り請願する。

**【請願事項】**

1. カスハラ対策に関する検討を行う際は、市民の言動のみを規制対象とするのではなく、トラブルの端緒となった「職員側の不適切な言動（虚偽説明、遮り、不誠実な態度等）」を厳格に検証する仕組みを併せて構築すること。
2. 職員に対し、市民の声に最後まで耳を傾け、正確かつ誠実な情報提供を行うための徹底した接遇訓練及び教育を実施すること。
3. 市民と職員の間トラブルが発生した際、職員側の主観のみで判断せず、第三者的な視点や客観的証拠に基づき公平に判断するプロセスを整備し、正当な批判を行う市民が不当に排除されないよう措置を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
72	市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

**【請願の趣旨】**

市役所が市民に対し、弁護士を通じて接触禁止を通知したり、法的措置を背景とした警告を行ったりすることは、市民の正当な権利行使を萎縮させる極めて重大な行為である。

このような措置は、本来、市民側に弁明の余地がないほどの著しい違法性や暴力性がある場合のみ、慎重に検討されるべきものである。

しかしながら、現在、浜田市において、市民が紳士的な態度で、かつ相互の合意のもとに録音を行いながら職員と対話しているにもかかわらず、その対話そのものを理由として、部長会議等の内部判断のみで一方的に弁護士を通じた排除通告が行われるという、極めて不透明かつ不合理な事案が発生している。

録音内容等の客観的な事実を確認すれば紳士的なやり取りであると判明するものであっても、市側が「特定の市民を排除したい」という意図のみで情報を歪め、内容を精査せずに組織決定を下せる現在のシステムは、公平・公正な行政のあり方から大きく逸脱している。

つきましては、特定の市民が不当に不利益を被ることがないように、外部のチェック機能を含めた適正な手続きを導入することを強く請願する。

**【請願事項】**

1. 市民に対する接触禁止通告や法的措置を検討する際は、当該市民とのやり取りの録音や記録等の客観的証拠を必ず精査し、特定の職員や部署の主観的な報告のみで判断を下さないこと。
2. 部長会議等の政策決定機関において市民の権利を制限する決定を行う場合は、その根拠となった事実関係を議事録に明記し、後日検証可能な透明性を確保すること。
3. 市民を「排除対象」と判断する前に、第三者（弁護士会や外部の有識者委員会等）による公平な審査、あるいは当該市民への弁明機会の付与など、適正手続き（デュー・プロセス）をシステムとして組み込むこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
73	不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

**【趣旨】**

地方公共団体が、市民の行為について「不当要求行為」や「強要」に該当すると認定したり、認定を受けて警告書において行為を制限することは、当該市民の請願権、表現の自由、行政に対する質問・意見表明の機会を事実上制限する重大な行政判断である。

そのため、不当要求行為の認定に当たっては、該当性審査の対象となる具体的な事実関係を特定し、客観的な証拠に基づき、法令を遵守した上で判断することが不可欠である。

しかしながら、浜田市においては、強要があったことが分かる文書の開示を求めたところ、当該文書は存在しないとして、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

また、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、委員会として具体的な事実確認を行ったことを示す記録の開示を求めたところ、当該事実を確認したことを示す記録も存在しないことが明らかとなっている。

よって、市議会において、不当要求行為の認定について、当該認定に問題がなかったか否かについて事実確認を行い、「発生報告者からの意見」で長時間の対応を強要されたとされる令和7年6月5日の通話に係る録音記録（発生報告者が保有している公文書）等、証拠となる記録の確認等、認定に問題がないか検証するよう、執行部に対し求め、その結果、問題が認められる場合には、是正措置及び再発防止策を講じるよう働きかけることを求める。

**【請願の理由】**

浜田市では、これまでに職員から不当要求行為の発生報告等があった場合、不当要求行為等防止対策委員会を開催し、市民の行為について教育委員会職員から「強要があった」として不当要求行為に該当すると認定し、当該市民に対して警告書を送付するとともに、以後市に対する質問や意見の申出を行わないよう求める対応等が行われている。

しかし、この認定については、「いつ、誰に対し、どのような強要が行われたのか」という該当性審査の対象となるべき具体的事実関係を示す記録が一切存在しない事例がある。

具体的には令和7年6月5日の市民からの問い合わせの電話について、浜田市教育委員会職員が不当要求行為発生報告者からの意見として「長時間の対応を強要された」という文書を書き、2回にわたり開催された不当要求行為等防止対策委員会において当該市民の行為が不当要求行為に該当すると認定し、警告書の送付が行われている。

しかし、この令和7年6月5日の電話については、市民と職員が双方録音して通話をすることに合意しており、双方録音開始後に会話が行われている。職員は長時間の対応を強要されたと書いているが、この通話開始から二十数分経ったところで職員から「12時45分」頃までにさせて欲しいと申し出があり、市民は「ありがとうございます。お願いします。」と述べて会話が続いている。そして終了したのが12時46分であった。職員の申し出た時刻に終了しており、さらに時間を延ばすことを強要するような発言も無い。

実際に認定を受けた市民が「強要があったことが分かる文書」の開示を求めたところ、文書不存在を理由とする不開示決定がなされている。

さらに、不当要求行為等防止対策委員会において、報告書等に記載された「強要があった」との事実について、「同委員会が当該強要について証拠を確認した記録」の開示を求めたところ、当該記録も存在しないことが確認されている。

すなわち、強要があったと認定するための根拠となる客観的事実も、委員会が当該強要の記録を確認したことを示す記録も存在しないまま、教育委員会職員の発生報告書と発生報告者からの意見をもとに、相手市民に事実確認も行わないまま、一方的に不当要求行為の認定及び警告書の送付による行為の制限が行われている。

また、当該市民を対象として、電話や窓口対応の開始時刻、終了時刻、対応内容等を記録し、複数の課で共有する「対応記録」というファイルが作成され、ファイル共有システムで運用されていたが、これらの記録には会話の具体的内容は記載されておらず、不当要求行為の該当性を判断する根拠資料とはなり得ないものである。それにもかかわらず、問い合わせの回数や時間といった形式的な情報のみが、不当要求行為の認定に利用されている。

この市民はこうした状況を、不当要求に関する対応を自治体に指導したり裁判で自治体側の弁護実務を担当している専門性の高い弁護士に相談したところ、「こんな荒い認定はみたことがない。普通はいつ、誰に対して、どのように不当な要求をしたのかという具体的事実を行政が記録し、該当性審査を行う。文書不存在というのは対象となる事実が確認できない状態。訴訟のリスクを考えなかったか、リスクを承知で遮断を優先したとしか思えない。」という意見であった。

市民が行政に対して不明点を問い合わせたり、条例や法令に沿った対応であるかを確認したりすることは、正当な権利行使であり、不当要求行為には該当しない。

このような状況は、特定の市民の問い合わせや意見を遮断するために、不当要求行為の認定が用いられているとの疑念を生じさせるものである。

なお、当該市民は、本件不当要求行為の認定及び警告を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受け、医師から精神疾患を患っているとの診断を受け、現在も通院加療を要する状態にある。このように、市民の心身に重大な影響を及ぼす結果を生じさせていることから、当該認定の妥当性について、客観的事実及び証拠に基づく検証と、認定に問題がある場合、是正と再発防止が不可欠である。

#### **【請願事項】**

1. 教育委員会職員が書いた不当要求行為発生報告書や発生報告者からの意見をもとに令和 7 年に不当要求行為として認定された事案について、当該認定に問題がなかったか否かを検証するため、認定の経緯の確認や令和 7 年 6 月 5 日の通話に係る録音記録の内容を含む、証拠となる記録の確認を行うなど、事実確認を行うこと。
2. 前項の事実確認の結果、認定に問題があると認められる場合には、当該認定の是正を行うとともに、同様の事案が再び生じることのないよう、再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
74	産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

【請願の趣旨】

行政職員による飲酒運転等の不祥事は、市民の安全を脅かし、行政への信頼を根底から失墜させる重大な背信行為である。通常、こうした事案が発生した際には、厳正な懲戒処分（停職等）が下され、名前は非公表であっても「処分一覧」等を通じて市民に周知されるのが当然のルールである。しかしながら、平成30年12月26日付の「職員の処分について」とされる文書において、産業経済部の職員による飲酒関連事案と推測される黒塗り記録が存在するにもかかわらず、同時期及びその前後の公式な処分一覧や新聞公報には、該当する産業経済部職員の処分記録が一切存在しないという不可解な事実がある。消防職員等の飲酒事案では厳格に処分・公表がなされている一方で、特定の部署の職員のみが事故届の提出も回避し、正規の処分プロセスや公表から意図的に外されているとすれば、これは行政による組織的な「隠蔽」と言わざるを得ない。不公平かつ不透明な身内への甘い対応は断じて許されるものではない。つきましては、議会が強い自浄作用を発揮し、本件の真相を究明することを強く請願する。

【請願事項】

1. 平成30年12月前後に発生した産業経済部職員の飲酒事案について、事故届の有無、具体的な処分の内容（口頭注意で済まされていないか等）、及び処分一覧に記載されなかった理由を全容調査すること。
2. 当該事案において、法令や市の規定に基づいた適正な処分がなされたか、また特定の政治的判断や組織的配慮によって事実が伏せられた形跡がないか、徹底した再調査を行うこと。
3. 本件のような「記録に残らない処分」が他にも存在しないか、過去の不祥事対応を検証し、市民に疑念を持たせない公平公正な公表基準を再確立すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
75	専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

**【趣旨】**

浜田市が専門的知見を要する調査・分析・検討業務を外部に委託する場合、その目的は、受託者による独立した分析及び評価を通じて、政策判断の妥当性を高める点にある。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業において、受託者による分析及び評価の領域に、市が踏み込む形で関与しているのではないかとの疑義が生じている。

よって、市議会において、専門的知見を要する調査・検討業務の委託に関し、分析及び評価の独立性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

**【請願理由】**

専門的知見を要する調査・検討業務の委託は、市が自らの判断だけでは得られない視点や分析を取り入れるために行われるものであり、受託者が独立した立場から分析及び評価を行うことが前提となる。

ところが、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務を三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託した事例において、調査検討業務の実施過程で、市が受託者による分析及び評価の内容に介入し指示しているのではないかと受け取られかねない状況が確認されている。

具体的には、市が、コンサルの報告書案に対し、○利用者アンケート集計結果の全体的なまとめとして以下のような記述を盛り込めないか。現状のスケート場は、市外からの利用者は比較的多いものの、宿泊や観光施設の利用にはつながっておらず、経済効果は薄い。また、市外からの家族での利用が多く、市内の若者や子育て世代など市民のための施設として有効に機能していない。と分析や評価の記述の追加を求めたり、中高生のアンケート結果では、スケート場として残すが過半数であった。その一方で39歳以下の若者は、過半数がスケート場以外の施設として整備することを望んでいる。というような表現を追記する。と指示している。また、スケート場利用者アンケートについての自由意見を載せた特定のページ（毎年利用しているとの感謝の意見、大会で

広域から参加しているとの意見、存続を求める意見など)を削除する検討を受託者に求め、受託者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社がこれらの要請に応じて成果品の修正を行ったことを示す記録が確認されている。

また、本来は成果品を受領した後に、市がその内容も参考に検討・判断するはずの方針について、調査検討業務の途中段階において、市の思いは機能転用の方針であると受託者に伝達した上で報告書の修正を指示していることも市職員からコンサルへの令和5年11月21日のメールで確認されている。

これらのやり取りは、市が委託したはずの分析及び評価の内容そのものに直接介入し、市の方針を反映する報告書を、受託者とともに作成していたとも受け取れる状況を示すものである。

このような形で調査・検討業務が進められた場合、当該委託業務は、複数の選択肢を公正中立に比較・検討するための客観的な専門調査とは言い難く、市の意向を前提とした結論誘導的な作業となるおそれがある。

市の予算を用いて実施される調査・検討業務が、真に客観的で専門性のある成果を生み出すためには、分析及び評価の領域と、市が成果品受領後に行うべき検討・判断の領域とを明確に区分し、受託者の分析及び評価の独立性を確保することが不可欠である。

#### **【請願事項】**

1. 市の予算を用いて専門的知見を要する調査・分析・検討業務を委託するに当たっては、市による関与は、事実関係に関する情報提供や、誤字・脱字、表記ゆれ等の形式的事項の指摘に限定されるべきであり、分析や評価の手法、評価内容について、市が修正を求めたり、追記や削除を求めたりすることは行わないことを明確にすること。
2. 調査・検討業務の実施過程において、市が本来成果品の受領後に検討・判断すべき市の方針を、業務の途中段階で受託者に伝達していないか、また、分析や評価の記述内容に直接関与していないかについて、必要に応じて検証を行うこと。
3. 今後、専門的知見を要する調査・検討業務の委託において、分析及び評価の独立性が損なわれることのないよう、必要な再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
76	市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

**【趣旨】**

浜田市が市の予算を用いて実施する委託事業においては、完成した成果物を受領した上で内容の検査を行い、業務仕様書や契約書に定められた内容に照らして不備がある場合には、修正や補完等を求め、その結果を踏まえて公金が支出されることが前提となっている。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業においては、成果物について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認されている。

このような状態では、「当該委託事業が契約内容に基づき適正に履行されたことをどのように確認したのか」を事後的に検証することが困難となっており、公金支出の妥当性や市民に対する説明責任が十分に果たされているとは言い難い。

よって、市議会において、市の予算を用いた委託事業に関する成果品検査の実施状況を客観的に確認できる記録の作成及び保存を徹底するため、必要な具体的措置を講じるよう、執行部に働きかけることを求める。

**【請願の理由】**

委託事業における完了検査は、受領した成果物の内容が、業務仕様書や契約書に定められた内容を満たしているかどうかを確認し、不備がある場合には修正等を求めるための、基本的かつ不可欠な手続である。

調査・分析・検討といった専門的知見を要する業務の委託においても、成果物の内容が契約内容に適合しているか否かを判断するため、検査が実施されたかどうか、どのような観点及び方法で検査が行われたのかを、客観的に確認できる形で記録として残すことが強く求められる。

しかしながら、市の予算を用いた一部の委託事業、例えば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の在り方に関する調査検討業務においては、市は契約上の成果品ではなく、成果品（契約上は紙媒体2部とCD-R）納品前の「報告書（案）」をデータで受け取りそのデータを検査したと説明しており、成果品について検査が実施されたこと自体を客観的に確認できる記録が存在しない。そしてそのデータをいつ誰が何に照らして検査したのかを示す記録も存在しない。にもかかわら

ず、令和5年12月8日に未受領（実際には令和5年12月15日受領）の成果品について「納品があった。検査の結果問題ない。合格とされますか。」という内容の起案が作成され、この起案に添付された納品書（報告書2部、報告書概要版2部、上記成果品等に係る電子媒体1部とある）には令和5年12月8日の受領印が押され、12月15日に教育部長が合格を決裁している。

このような状況では、どのように当該成果物に不備がないと判断したのか、あるいは不備があったにもかかわらず修正を求めなかったのか、あるいは成果品の検査は行っていないのかといった点を後日検証することが極めて困難となり、結果として、契約内容を十分に満たしていない成果品に対して公金が支出されるおそれを否定できない。事実この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の事例では、業務仕様書で定めた複数の内容（周辺自治体におけるアイススケート場の需要調査、照明設備の更新コストを含めた将来収支シミュレーションの作成、実現可能性の観点からの比較検討）が履行されていない。

また、検査の実施を客観的に確認できる記録が存在しないことは、委託事業の透明性及び公正性を損なうのみならず、議会や監査による将来的な検証を妨げる結果を招きかねない。

市民の信頼を確保し、市の財務運営の適正性を担保するためにも、市の予算を用いた委託事業について、成果物検査の実施状況を客観的に記録を作成し、これを適切に保存する体制を整備することが不可欠である。

#### 【請願事項】

1. 市の予算を用いた委託事業について、受領した成果物に対する検査に関し、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録（検査者、検査日時、検査方法、検査基準、不備の有無及び対応内容等）を作成し、これを適切に保存する体制を整備すること。
2. 過去に実施された委託事業についても、成果物に対する検査について、検査が実施されたことを客観的に確認できる記録が存在しない事例が確認できた場合には、その状況を整理・検証し、必要な改善措置を講じること。
3. 今後、成果物に対する検査について、実施された検査の内容を客観的に確認できる記録が存在しないまま公金支出が行われることのないよう、市として再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
77	令和7年12月定例会議採 択の文教厚生委員会所管 請願に係る進捗状況報告 に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

**【請願の趣旨】**

令和7年12月定例会議において、バリアフリー化（第19号）、医師確保（第22号）、地域包括ケア（第24号）、子育て支援（第26号）、ゴミ出し支援（第27号）、火力発電所環境調査（第28号）、動物愛護（第29号）、マイナンバー業務改善（第30号）、ワンストップ窓口（第31号）、滞納相談（第32号）、給食費軽減（第34号）、地産地消（第35号）、会議公開（第36号）、図書館充実（第37号）、不登校支援（第38号）、部活動移行（第39号）、学校トイレ洋式化（第40号）、通学路安全（第41号）ICT教育（第42号）、体育施設（第48号）、いじめ防止（第49号）、工業用水道会計（第50, 51, 53号）の各請願が採択された。

これらの進捗を明らかにし、市民への説明責任を果たすよう求める。

**【請願の事項】**

1. 採択された上記各請願の執行状況及び検討結果を報告すること。
2. 特に工業用水道会計に関する調査（第50, 51, 53号）の現在の進捗を詳細に報告すること。

請 願 文 書 表

受理番号	件名	請願者	紹介議員	受理年月日
78	教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な意思決定手続の確保を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日
文教厚生委員会				

**【趣旨】**

市の教育・スポーツ施設は、市民の学習権、健康増進及び文化的活動の基盤となる公共施設であり、その設置、改廃や機能転用は、市民生活に長期的かつ重大な影響を及ぼすものである。このため、施設の設置、改廃や機能転用に当たっては、関係法令に基づき、市長部局から独立した合議体としての教育委員会による十分な審議を経た上で議会や市民に方向性が示され、市議会においても十分な審議が行われた上で、教育委員会合議体として方針決定を行うことが不可欠である。

しかしながら、教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定手続が、必ずしもこれらの手続を経て行われていないという重大な問題が生じている。

よって、今後教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定手続の適正性が確保されるよう、執行部に対し、必要な措置を講じるよう働きかけることを求める。

**【請願理由】**

教育・スポーツ施設の設置、管理及び運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が合議体として所管する重要な事項である。

スポーツ施設の改廃や機能転用といった判断については、教育委員会における十分な審議の上での意思決定が必要である。ところが、浜田市のスポーツ施設であるサン・ビレッジ浜田アイススケート場について、当該施設の施設整備の方向性に関する実質的な審議・意思決定を経ることなく、令和6年7月に市長によって行われ、その後の関連予算の上程が行われていることが明らかである。合議体としての教育委員会が方針決定しなければならない事項を市長が決定し、教育委員会は令和7年11月になって、違法状態を治癒するために教育委員会臨時会において市長の方針決定を追認する議決を行っている。しかしこの臨時会は7分間で終了しており、事前に報告書に事実では無い内容が含まれていることや、コンサルと市の職員が納品日について偽装していることについて通報があったにもかかわらず、通報に関する事実確認や実質的な審議が行われた記

録がない。

教育・スポーツ施設は、一度廃止や機能転用されれば後戻りが困難であり、市民生活に与える影響も極めて大きい。

したがって、利用者や市民の意見を十分に把握し、合議体としての教育委員会及び市議会において実質的な審議が尽くされる手続きを確保することが不可欠である。

**【請願事項】**

1. 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する方針については、教育委員会が合議体として十分な審議を行い、市議会や市民がその意思決定の過程及び内容が明確に確認できるよう記録し保存すること。
2. 教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する重要な判断については、市長による先行的な方針決定が行われることのないよう、合議体としての教育委員会における実質的な審議と市議会や市民への説明を経て決定される手続きを確保すること。
3. 今後、教育・スポーツ施設の改廃及び機能転用に関する意思決定が、合議体としての教育委員会の十分な審議と議決を経ないまま関連予算の上程などが進められることのないよう、市長及び教育委員会において再発防止策を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
79	浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの不備解消及び市民との対話再開を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

**【趣旨】**

浜田市が進めているスケート場の機能転用（実質的な廃止）計画において、意思決定の根拠となったデータの正確性、及び公文書の取り扱いを含む事務手続きに重大な疑念が生じています。また、浜田市協働のまちづくり条例が定める「市民の参加」と「市の説明義務」が果たされていない現状を鑑み、議会として以下の事項を市執行部（教育委員会）に求める。

**【請願事項】**

- データの正確性に基づく再検証の実施 当初、スポーツ推進審議会等において「施設適正数 0」として議論が進められましたが、後に「1」に修正されています。根拠となる前提条件が変更された以上、当時の答弁及び現在の計画の妥当性を一度フラットに再検証すること。
- 市民団体が提示した代替案の公平な比較検討 市民団体より提出された収支シミュレーション等の具体的な代替プランについて、市が保有するデータと公平に比較・検証し、その結果を市民及び議会に誠実に説明すること。
- 事務手続きの透明化と公文書の適正管理 外部委託（コンサルタント報告書）の作成過程における市からの修正指示の経緯、及び納品日の事実関係と公文書訂正の不透明な処理について、事実関係を調査し、法令遵守（コンプライアンス）の観点から説明責任を果たすこと。

**【請願理由】**

浜田市協働のまちづくり条例には、「市は、市民等の意見を把握し、施策に反映させるよう努めなければならない」及び「施策の立案、実施等の各段階において、市民等に対して誠実かつ分かりやすく説明しなければならない」と定められています。しかし現状では市民からの具体的な提案（代替えプラン）の検証を拒否し、さらには弁護士を代理人に立てることで直接の対話を断絶させるなど、条例の精神から大きく逸脱した状況が続いています。また、計画の根拠となるデータの変遷や、公文書の日付訂正といった事務上の不備を放置したまま計画を強行することは、将来にわたって行政への信頼を著しく損なう恐れがあります。以上のことから、開かれた市政と民主

的な意思決定プロセスを取り戻すため。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
80	浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの適正化及び「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【請願の趣旨】

浜田市が進めるスケート場の機能転用計画において、計画の根拠となるデータの変遷や外部委託調査への不適切な介入、さらには納品日の公文書書き換えといった事務手続き上の重大な疑念が浮上しています。また、本計画に異議を唱える市民に対し、行政が弁護士を介して対話を拒否し、警察への相談を匂わせる等の対応をとっている事実は、「市民が主役」を掲げる本市の自治理念を揺るがす事態です。地方自治の根幹である「市民との信頼関係」と「法治行政」を取り戻すため、議会として以下の事項を市執行部(教育委員会)に強く求めることをお願いいたします。

【請願事項】

- データの正確性に基づく計画の再検証 施設適正数が「0」から「1」へ修正された事実を重く受け止め、誤った数値を前提に出された審議会答申及び現行計画の正当性を一度白紙に戻して再検証すること。
- 事務手続きの透明化と法令遵守の徹底 コンサルタントへの修正指示の経緯、及び納期遅延に伴う公文書（納品日等）の不適切な訂正について、事実関係を調査し議会へ報告すること。
- 条例に基づく「直接対話」の再開 弁護士を介した間接的な対応や一方的な対話拒否を改め、「浜田市協働のまちづくり条例」の理念に則り、教育長及び責任ある担当者が、市民団体や三島氏をはじめとする市民と直接向き合い、誠実に議論・説明を行う場を速やかに設けること。
- 市民提示プランの公平な比較検討 市民団体等が作成した収支シミュレーション等の代替案を、単に排除するのではなく、行政保有データと公平に比較・検証し、その結果を公開すること。

【請願の理由】

「浜田市協働のまちづくり条例」には、市は市民の意見を把握し、誠実かつ分かりやすく説明す

る義務があると明記されています。しかし、令和8年2月10日の面会において教育長が示した「対話をするつもりはない」という姿勢は、この条例が定める説明責任の放棄に他なりません。市民の主体的なまちづくりへの参画(提案や質問)に対し、警察への告発を示唆したり、外部弁護士を隠れ蓑にして回答を拒んだりする行為は、行政による市民への威圧であり、民主的な自治の姿とは言えません。さらに、事務手続きにおける公文書の不適切な取り扱いや、根拠データの誤りを放置したまま計画を強行することは、将来にわたり市政への不信感を植え付ける結果となります。よって、本市が真に「市民が主役」の街であるために、本請願を提出いたします。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
81	訴訟の提起を理由とした市民への説明責任及び対話拒否の改善を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

**【請願の趣旨】**

現在、浜田市が進めるスケート場の再配置計画を巡り、一部の事案について訴訟が提起されています。これに対し市執行部（教育委員会）は、「訴訟につき回答を控える」として、市民との対話や議会での詳細な説明を拒否する姿勢を示しています。しかし、行政には訴訟の有無に関わらず、施策の背景や事務手続きの正当性について市民に説明する法的・道義的責任があります。訴訟を理由に一切の説明を閉ざすことは、民主主義の根幹である説明責任の放棄であり、到底容認できません。よって、議会として市執行部に対し、適切な情報公開と市民との対話を維持するよう求めることを請願いたします。

**【請願事項】**

1. 説明範囲の明確化と対話の継続 訴訟の具体的な争点そのものに関わる主張を除き、スケート場計画の政策的背景、これまでの事務手続きの経緯、市民が提示した代替案への見解等については、訴訟中であることを理由に拒むことなく、市民及び議会に対して誠実に説明・対話を行うこと。
2. 「浜田市協働のまちづくり条例」の優先遵守 訴訟中であっても、本市の基本ルールである「浜田市協働のまちづくり条例」に定める市の説明義務（第10条）は何ら免除されるものではないことを再確認し、弁護士等を介した間接的な対応ではなく、責任ある立場による直接対話を再開すること。

**【請願の理由】**

一般に地方自治体において、訴訟中であっても、その影響を受けない公文書の取り扱い、予算の執行状況、市民への一般的な政策説明などは、議会制民主主義の観点から継続して行われるべきものです。浜田市において、訴訟を理由に広範な情報の遮断や対話の拒否を行うことは、市民の「知る権利」を著しく侵害するだけでなく、行政への信頼を失墜させる行為です。令和8年2月10日の面会においても、教育長は訴訟等を背景に対話を一切拒否する旨を示しましたが、このような硬直化した対応は条例の理念に反します。司法判断を待つことと、現在進行中の政策について市民に説明し対話を重ねることは両立可能であり、行政にはその努力を尽くす義務があります。

以上のことから、行政の透明性と誠実な対話の場を取り戻すため、本請願を提出いたします。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
82	令和7年12月定例会議採 択の産業建設委員会所管 請願に係る進捗状況報告 に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

**【請願の趣旨】**

令和7年12月定例会議において、商店街活性化（第54号）、JR浜田駅周辺整備（第55号）、三桜酒造跡地利活用（第56号）、農業担い手支援（第57号）、市管理区域の草刈り等（第59号）、生活道路補修（第60号）、河川点検（第61号）、公園安全管理（第62号）、空き家対策（第63号）、市営住宅基準（第64号）の各請願が採択された。

これら地域経済及び安全に深く関わる事項の現状と今後の見通しを報告されたい。

**【請願事項】**

1. 採択された各請願（第54, 55, 56, 57, 59, 60, 61, 62, 63, 64号）の現在の実施状況及び透明性確保の具体的な取組を報告すること。
2. 道路や河川等のインフラ整備に関する要望の年度内執行状況を明らかにすること。

## 請 願 文 書 表

受理番号	件名	請願者	紹介議員	受理年月日
83	本会議における自席発言の導入に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日
議会運営委員会				
<p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>現在、浜田市議会の本会議において、議員が発言する際は演壇（センターの発言席）まで移動し、資料を広げて発言し、終了後に再び資料をまとめて自席に戻るといった運用がなされています。しかし、この移動や、演壇での資料の準備・撤収に要する時間は、一度の発言につき数十秒から数分を要しており、会期全体を通せば看過できない時間のロスとなっています。</p> <p>また、大量の資料を抱えて議場内を往復することは、議事進行の停滞を招くだけでなく、効率的な審議を妨げる要因ともなっています。</p> <p>昨今、多くの地方自治体では、議事進行の迅速化とデジタル化に伴い、移動の無駄を省き、手元の資料や端末を即座に参照できる「自席発言」の運用が主流となっています。</p> <p>本市議会においても、市民から託された貴重な審議時間をより有効に活用し、実質的な議論に集中できる環境を整えるため、自席発言の導入を請願いたします。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会議における議員の発言（質疑、一般質問、討論等）について、演壇への登壇を廃止または選択制とし、原則として自席からマイクを用いて発言する運用に改めること。</li> <li>2. 自席発言の導入により削減された時間を、より深化させた政策議論や市民のための審議時間に充てること。</li> </ol>				

## 請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
84	令和7年12月定例会議採 択の議会運営委員会所管 請願に係る進捗状況報告 に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日	
議会運営委員				
<p><b>【請願の趣旨】</b>                      令和7年12月定例会議において、所管事務調査の適正な運用改善を求める請願（第65号）が採                      択された。議会機能の強化と透明性向上を図るため、採択された改善策がどのように運用に反映                      されているかを明らかにされる必要がある。</p> <p><b>【請願事項】</b>                      第65号請願に基づく、調査対象・目的の明確化及び情報共有体制の整備状況を報告すること。</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
85	議会運営委員会の委員選任における会派人数要件の撤廃に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
議会運営委員				

**【請願の趣旨】**

議会運営委員会は、議会の会期、議事日程、会議規則、あるいは議案の取り扱いなど、議会運営の根幹に関わる重要な事項を決定する場です。

しかしながら、現在の運用では一定以上の所属議員数を持つ会派にのみ委員の割り当てが限定されており、少数会派として出席できない状況にあります。議会は、多様な市民の負託を受けた議員によって構成される合議制の機関であり、たとえ少数の会派であっても、議会運営という共通のルール作りから排除されるべきではありません。現在の人数制限は、議会内の公平性を欠き、少数意見の反映を妨げる要因となっています。

「2名以上の会派」であれば、そのうち1名を委員として選任できるように制限を撤廃することは、議会運営の透明性を高め、より公正で民主的な合議形成を実現するために不可欠です。

つきましては、浜田市議会において、全ての会派が公平に議会運営に参画できるよう、下記の通り選任基準の改定を請願いたします。

**【請願事項】**

1. 議会運営委員会の委員選任において、所属議員が2名の会派であっても1名の委員を選出できるよう、人数制限を撤廃し、関係規定（委員会条例及び運用指針等）を見直すこと。
2. 少数会派であっても議会運営の意思決定プロセスに公平に参画できる体制を整えること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
86	一般質問における議員間の発言順序の変更に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
議会運営委員				
<p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>現在、浜田市議会の一般質問における発言順序は、事前の届出や抽選によって厳格に固定されており、原則として変更は認められていません。</p> <p>しかし、議会の会期中には、特定の政策課題について関連する質問が続くよう調整することで議論の連続性を高め、市民にとってより理解しやすい審議を実現できる場合があります。</p> <p>また、議員個人のやむを得ない事情や、質問内容の熟成度、当局との調整状況に応じ、発言順を前後させた方がより質の高い一問一答が可能となるケースも想定されます。</p> <p>議員同士が事前に了解し、合意に至っている場合に限り、例えば質問日の前日（あるいは一定の期日）までに届け出ることによって発言順序の入れ替え（チェンジ）を認める運用は、議事運営の柔軟性を高め、市民から預かった発言の機会を最大限に生かすことにつながります。</p> <p>つきましては、浜田市議会において、硬直的な運用を改め、より効果的な審議を行うため、下記の通り運用指針の見直しを請願いたします。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一般質問の順番確定後であっても、当該議員双方の了解がある場合には、発言順序の入れ替えを認める運用を導入すること。</li> <li>変更の手続きについては、例えば「質問初日の前日」など適切な期限を定め、議長への届け出をもって有効とする仕組みを構築すること。</li> </ol>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
87	議会における公人・法人等の 実名発言及び議会だより 等への掲載の保障に関する 請願について (議会運営委員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
議会運営委員				

**【請願の趣旨】**

議会は、行政の適正な執行を監視し、主権者である市民に対してその過程を明らかにする場である。そこにおける議論において、公務を遂行する公人（公務員・政治家等）や、行政と契約・補助等の関係にある法人の実名を挙げることは、事務の責任所在を明確にし、議論の具体性を確保するために不可欠な行為である。公的な職務遂行や公金の支出に関連する氏名・名称は、裁判例等においても「プライバシー」として保護されるべき対象とは解されず、むしろ情報の公開が優先されるべき性質のものである。しかしながら、現状の浜田市議会においては、議場での実名発言を制限し、さらには「議会だより」等の公式記録からもこれらの実名を削除・隠蔽しようとする動きが見受けられる。情報を匿名化・抽象化することは、市民にとって「誰が、どの組織が何をしたのか」を不明瞭にし、結果として議会への関心と信頼を削ぐものである。つきましては、浜田市議会において、隠し立てのない公明正大な議論を担保し、市民への正確な情報伝達を行うため、下記の通り請願する。

**【請願事項】**

1. 本会議及び委員会において、公的な職務や行政事務に関わる公人の実名及び法人の名称を発言することを不当に制限しないこと。
2. 「議会だより」や「議会中継」等の公式記録において、不当な編集や削除を行うことなく、発言内容の事実に基づいた正確な情報を市民に提供すること。
3. 個人の私生活に関するプライバシーと、公的職務に関する情報を明確に区別し、何ら法的根拠のないまま実名を秘匿する慣例や内規を見直すこと。

※請願事項 1、3 は議会運営委員会、2 は議会広報広聴委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
88	議会における公人・法人等の実名発言及び議会だより等への掲載の保障に関する請願について (議会広報広聴委員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
議会広報広聴委員会				
<p><b>【請願の趣旨】</b></p> <p>議会は、行政の適正な執行を監視し、主権者である市民に対してその過程を明らかにする場である。そこにおける議論において、公務を遂行する公人（公務員・政治家等）や、行政と契約・補助等の関係にある法人の実名を挙げることは、事務の責任所在を明確にし、議論の具体性を確保するために不可欠な行為である。公的な職務遂行や公金の支出に関連する氏名・名称は、裁判例等においても「プライバシー」として保護されるべき対象とは解されず、むしろ情報の公開が優先されるべき性質のものである。しかしながら、現状の浜田市議会においては、議場での実名発言を制限し、さらには「議会だより」等の公式記録からもこれらの実名を削除・隠蔽しようとする動きが見受けられる。情報を匿名化・抽象化することは、市民にとって「誰が、どの組織が何をしたのか」を不明瞭にし、結果として議会への関心と信頼を削ぐものである。つきましては、浜田市議会において、隠し立てのない公明正大な議論を担保し、市民への正確な情報伝達を行うため、下記の通り請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会議及び委員会において、公的な職務や行政事務に関わる公人の実名及び法人の名称を発言することを不当に制限しないこと。</li> <li>2. 「議会だより」や「議会中継」等の公式記録において、不当な編集や削除を行うことなく、発言内容の事実に基づいた正確な情報を市民に提供すること。</li> <li>3. 個人の私生活に関するプライバシーと、公的職務に関する情報を明確に区別し、何ら法的根拠のないまま実名を秘匿する慣例や内規を見直すこと。</li> </ol> <p>※請願事項 1、3 は議会運営委員会、2 は議会広報広聴委員会に付託</p>				